

越谷市郷土研究会会報第四号

古志・越谷

昭和五十八年三月刊

目

卷頭言

研究論文

会長 小島 誠 1

感想。

史跡めぐりに参加して

大久保 知子 30

追憶

三原 きわ 31

忍藩私領八カ村の村事件に見る  
領主交替と村民

佐藤久夫 1

表紙

金子泰岑

柏壁宿等に見る天保の貨幣改鑄

木原徹也

武藏田園簿と江戸初期の代官

本間清利 7

暦について

丸田富夫 20

岩槻離人形の起原について

石塚吉男 23

越谷市郷土研究会会則およびあとがき

役員名簿

会員名簿

報告

史跡めぐり及び研究会一覧表  
—昭和五十五年一月より五十七年八月—  
木村信次 27

## 卷頭言

### 忍藩私領八カ村の村事件に見る 領主交替と村民

会長 小島 誠

佐藤久夫

最近発行された埼玉県文化団体連合会名鑑を見ると、文学・美術・音楽・生活教養・地域文化等に分類した各団体名が登録されている。その数、実に四千五百余、驚くばかりである。県人が如何に各種の文化を希求し、尊重しているかの現れであると思う。

この内地域文化は、総合・郷土史・民俗学・古文書研究・史跡探勝等、名称は様々であるが、内容はいづれも郷土の歴史研究である。これ等に就いての活動も、漸次活発に勃興しつゝあることは、新聞紙上を通じて承知していたつもりであったが、地域柄とはいえ某市の十五団体には、感嘆の外はない。

越谷市郷土研究会も、この一員に加わったのであるが、

回を重ねる毎に充実した研究会・講演会はもとより、史跡めぐりも郷土より近隣へ、更に他県へと歩をすすめるに到った。会報「古志賀谷」も、こゝに会員の方々による日頃の充実した、研究の成果を送稿いただき第四号を発刊することを得て深謝にたえない。私は本

会が文化都市宣言を控えて、その一端を担いえているると、些かなれども自負している次第である。

#### はじめに

忍城は現在の行田市内にあつた。忍城は忍氏を滅亡させた成田親泰の築城といわれ、川越・岩槻城と比肩される要城といわれた。徳川氏関東入国以降は更に江戸周域城郭として重要度を増し、

忍城主は歴代徳川氏一族或は幕政要職の者をもつて配置された。越谷市・草加市域内の忍藩大名支配地は忍藩柿木領八カ村とか八条領内忍藩村組八カ村などと呼ばれた。当地域が忍領に封地されたのは寛文三年（一六六三）に始まり、東方村伊原村等の村替があつて、元祿の地方直しにより、忍藩領八カ村の私領村が固定した。柿木村・千疋村・別府村・南百村・見田方村・麦塚村・東方村の八カ村である。

本稿では寛永十六年（一六三九）以降、忍城主であつた阿部氏（鉄丸正権）が文政六年（一八二三）松平氏（下総守忠堯）に交替された。この期に発起した、忍藩八カ村内の村事件を、領主と村民の関係でとらえたいと憶う。

#### 柿木村名主惣兵衛の中追放

東方の中村家文書に忍城主よりの達しをまとめた資料がある

(越谷市史三掲載あり)。この中に「○柿木一件ニ付御咎之事 埼玉郡八条領 東方村名主万五郎 庄右衛門」なる記録がある。

文面は

「右之者共、玄末年（六政六年のこと）八条領水腐ニ付、御上納難出来、小前一統難済ニ付、御先代、御役方へ頼込、八条領へ千百八拾八俵御宥免被下置候ニ付、小前へ可割渡之処、小前へハ聊割渡サズ大造の諸入用ニ遣払、訳も不相分取計候儀ニ有之間敷筈、勘弁も可有之処等閑之心得方、畢竟下之勝手而已之取計、御当代御為筋之儀ハ聊不相見心得方不宣、不相済事ニ候、已來急度相改、役前出情相勤候様可致候、依之叱置可申候事 文政七申十二月廿九日」

とある。要旨は「水災といふことで、先代忍城主（阿部）が年貢の小前減免したところ、村役人の勝手な使用をしたと咎められた。」とある。

この一件により東方村の名主、万五郎と庄右衛門はお叱りを受けたのである。他の忍藩領の村役人はどうなつたかといふと

「右柿木村名主惣兵衛殿角右衛門出入一件、惣兵衛ハ中追放、角右衛門ハ組頭役取上三日之戸締、四郎右衛門、弥四郎同断、麦塚吉兵衛殿名主役取上五日之閉門、見田方長左衛門殿割役取上七日之閉門、右之外村々名主共ハ万五郎、庄左衛門同様の趣（お叱り）、尤長左衛門殿文政ハ西八月廿八日帰役被仰付候、

右之通り長左衛門殿割役取上ニ付跡割役代之儀、庄右衛門相

勤候様 右御出役より被仰渡候、尤追而御沙汰も可有之候得共、當時之処右様相心得可申旨被仰渡候、

柿木村惣兵衛殿欠所地面

田合 武町式畝廿四歩

畠合 壱反九畝三歩

同断 質地ニ相渡り候分

田畠合 屋敷合 廿九町九反三畝六歩

武町九

とあり、八カ村の村役人は何れもお咎めを受け、それぞれ処分されている。こゝで注目されるのはお叱りだけで済んだ東方村名主万五郎及び庄右衛門等と、厳罰をもつて実刑を受けた柿木村名主惣兵衛と比較すると軽重に大きな乖離カイがあることに気付くのである。柿木村名主惣兵衛に対する中追放、従つて田畠屋敷の処分の厳しさは尋常のものではない。八カ村名主の処罰に格差がつけられた理由と背景について少しく追求したいと憶う。

忍城主阿部氏から松平氏への交替

寛永十六年（一六三九）阿部豊後守忠秋が忍城主に就封以来一八〇余年幕政には珍らしく阿部氏一族の城主が継続した。幕府は封建制度維持のために特權者の拡大を恐れて、時宜に応じて城主異動を行つた。これを国替とか所替等と呼ばれている。

文政六年（一八二三）三月廿四日

「陸奥国白川城主松平越中守定永は伊勢国桑名城へ。桑名城主

松平下総守忠堯は武藏国忍城へ。忍城主阿部鉄丸正権は白川城へ遷移せしめられる。また越中守定永には安房・上総警衛場の事免さる」

と文恭院殿御実紀にも記るされているように白川・桑名・忍の三城主に交替が命じられた。いわゆる三方替えが行われたのである。

このため世情も一方的幕政の悲情さに批判的で、この国替に対して落首が市井の間に流布したという（文恭院殿御実紀）

「住なれし忍をたちのき、あべこべに お国がへとはほんに白川。白川にふるふんどしの役おとし こんど桑名でしめる長尺。蛤のからまでおけと越中が おし 桑名にもくれて下總。」

国替えは三月に命じられたが、実際に引越しにかゝったのは七月の末からであった。課租対象の土地に結着する百姓以外は総て交替となるため異動の人物は極めて多量となつた。忍阿部家は三千三百余人と報じている。この人・物の移送には駅伝馬二十五疋・人、六十日でも足りず、尙相對錢の人馬をもつて補つたといふ。城主の入城は十一月となつた。

忍領主交替に伴つて、新領主（松平忠堯）は幕府役人と共に領民に対して種々の通達を出している。文政六末十月廿五日「博愛並寺社願向之事」「賄帳並内々願之事」等新領主入城前に既に順達されている。また文書通達だけでなく出役人が村を訪れて一般村民や村役人に對し心得を説いてもいる。

十一月七日忍藩柿木領八カ村への御出役は郡奉行長坂幾右衛門

御勘定吟味稻垣源次郎・御代官吉田七左衛門の三人で、この折は各村を巡回することなく、柿木村の名主惣兵衛の家へ各村役人を呼び寄せて言い渡しをしており、また中喰も惣兵衛の家で探つているのである。

「文政六末十一月七日御役々様御順村之節、柿木村名主惣兵衛

殿方御中喰、於右宅村々名主組頭百姓代御呼出被仰渡 覚

此度 御領地ニ相成候ニ付、御家格御撫育筋等之儀ハ追々可被仰出候得共、當時之儀ハ御先格之通り相心得公儀御法度之趣堅相守、諸事正路ニ村中陸敷致し、農業出情可致候、御鷹場之儀是迄諸事御先格之通り心得違無之様可致候、此段小前末々迄不洩様能々可申聞置候、以上（東方中村家文書）

とある。注目されるのは旧阿部領主期の柿木村名主の八カ村内に占める代表格的地位である。忍藩領八カ村が一名「柿木領村八カ村」と呼ばれることと思い合わせると、柿木村名主は八カ村の村役人の中で首長的存在であつたといえよう。惣兵衛が名主の代表格であったことを示す資料の一つに「殿様御初入之事」に

「来ル十二日（文政六年十一月）御初入之節、割役並名主人別於途中ニ御目見被仰付候間、御当日朝五ツ時麻上下着用、其組々郷宿へ着致、揃候上ニテ早々可申出候、尤不快之向有之候ハム前広ニ其旨可相届候、且文御目見場所之儀ハ其砌夫々可及差団候、一、御着座後直ニ手札を以、御歛可申止候勤方八先日申触候通其向々堅勤可致候、以上 十一月

来ル十二日 御初入ニ付別紙之通被仰付候、依之其村々ニて

も割役老人、名主之内惣代ニて壱人、柿惣兵衛殿出ル 御目見

被仰付候間、右様相心得十一日暮過迄ニ到着いたし、十二日朝、此方共之内江相届可被申候、此段名主へ可被申聞候 以上

十一月九日 御代官所

壱分武朱ト四百三十七文

右ハ御目見え節白木台鯉代共

割役 宇田圭蔵殿

と、新城主松平忠堯御初見の代表となつた中村家資料がある。割役の見田方村宇田圭蔵と柿木村名主惣兵衛はこの時期まで、八カ村の代表的村役人であつたことを物語つてゐる。なればこそ、旧阿部忍城主との縁の深さに対する新領主忠堯及び所替え施策を採つた幕府為政者が柿木村名主・惣兵衛と主立百姓に対する厳しさとなつて現われたと見たい。

文政七年の暮、十二月廿九日、惣兵衛は中追放となり、空席と

なつた柿木村の名主役は四条村の名主丘兵衛が兼帶することになつた（文政八年柿木村兼帶名主勤役中議定控・兼帶名主丘兵衛・慶應大学文書）。これによれば柿木村名主役料は上組と下組合わせて百石が兼帶名主料・八拾五石が月番頭役料となつてゐる。また名主を失つた柿木村の村民は至右衛門を代表者として三十五名連名をもつて兼帶名主丘兵衛に議定書を入れてゐる。

### 柿木村百姓脇差蒂刀の一件

名主惣兵衛中追放一件の後、東方村名主庄右衛門は柿木村の百姓が脇差を帯していると伺いの形式で許えを代官所に起してゐる。当然御法度と承知の伺いである

「。組頭百姓脇差伺之事

先達而柿木村御呼出之者之内、組頭弥四郎・百姓四郎右衛門外三人、一同御状持參私方へ取寄申候、右五人之者老人にても羽織を着し候者無之、組頭弥四郎・百姓四郎右衛門儀ハ脇差を帶居申候、殊ニ四郎右衛門帶候脇差之義ハ銀擦ニも可有之大だて物ニ御座候、當御領分之儀ハ先年より名主以下之者、脇差を帶、役宅江参り候と申事承り及不申候、以後之処如何可仕哉・組頭百姓脇差蒂候ハ、差押ヘ可申哉、又ハ捨置可申哉、此段奉窓上候、以上

文政八年七月 東方村 庄右衛門

御代官所

名主以下之者、役宅江脇差蒂候儀承り及不申趣、委細申越承知いたし候、是迄無之儀ニ候ハ、差押可申候、已上

同月廿一日 吉田七左衛門

石沢弥一兵衛

東方村 名主

」

百姓町人共の苗字・蒂刀が法度に触ることは祖法以来のことであるが、享保元西年七月の触書（徳川禁令考一制禁布会）

「百姓町人苗字相名乗並帯刀致候儀、其所之領主地頭より差免候儀者格別、用向等相違候迎、御領所者勿論、他領之者共江獵ニ苗字を名乗らせ、帯刀いたさせ候儀ハ有之間敷事ニ候間、堅

可為無用候」

とあり、私領にあつては領主の認めた者以外苗字帯刀は許されていない。又、安易に許してはならない定となつてゐる（牧民金鑑）。

当然忍領内にあつては忍城主より、苗字帯刀の許されていない者の佩刀は許されない。八カ村内で苗字帯刀の許されている者は誰か庄右衛門は熟知しているのである。

「文政八年正月廿三日 当御陣屋ニおひて御代官 水谷清九郎殿、同手附 森善六殿御出役ニ而清九郎殿より被仰渡候左ニ記

苗字帯刀是迄之通被仰付候

見田方 長左衛門

見田方村名主兼帶被仰付候

東方村 庄右衛門

並割役代被仰付候（右村兼帶之儀同年八月御免）」

と、庄右衛門は文章の上にも残しているのである。

この柿木村百姓帯刀事件は惣兵衛追放事件以来柿木村民の庄右衛門への反感に対する、報復手段と見られよう、特に主立の弥四郎・四郎右衛門を叩く機会と見たであろう。庄右衛門の感情は役宅（庄右衛門の家）へ来るのに五人共、羽織を着て来ない不礼を挙げているところにもよく示されている。

赤四郎の帯刀、殊に四郎右衛門の銀持の勝差帯刀に対する処断が降つたのである。

領主交替といふ一政変が領主から村民へ。更に村民同志の感情対立へと発展し、新旧名主感情は柿木村対東方村の対立として表面化したのである。

年貢米五合不足一件

柿木村百姓の帯刀事件があつて間もなく、文政八年の九月、上納（年貢）米が一俵につき五合不足であるとの一件が起つた。

忍藩役人は柿木村八カ村の上納米は四斗一升五合の規定に反して、四斗一升しかなく、五合づゝ不足であるとの叱りである。

「表入之事 覚

此度 御用席より内々被仰出候趣、八条領之儀 去年迄御年貢米四斗一升入ニ而相納候得共、段々御上ニて内々御糺被遊候所、御先代ハ四斗一升五合入ニ相違無之候所、村役人共押穏 去年迄ハ四斗一升入ニ相納候、然所 公儀並諸家共ニ目こぼれ無之ハなし、殊ニ柿木村皆済帳御上ヶ有之候所、四一五延法ニ相違無之、尤此段御上より表向被仰出候ハシ村々ニ答人出来、其上押隠候かたひに増石等も可被仰付、左候而ハ不宜候間、村々より願ニ依て四斗一升五合差出候方可然趣 被仰出候、」

と、四斗一升五合の依決めに対し、八条村八村は四斗一升である。殊に柿木村は明らかである。表立にしないから今後はだまつて五

合余分に入れよといふのである。

年貢米の量や、俵升は領主によつて専決できるものであるが、法外の課租は村を疲弊させることとして幕府は厳しく監視した。これを逃れるため、諸藩は暗黙に重課した。こゝでも幕政や村民に穩れての五合アップを命じてゐるのである。

忍藩八村はさすがにこの暗課税ヤミを默認できず、御代官石沢弥一兵衛と吉田七左衛門宛に議定を提出してゐる。

「御年貢米改斗之儀、御上様ニ御不審被為在候趣ニテ、去申年

追々斗立御仕法相替、惣百姓一同難儀至極ニ奉存候」

と、年貢米の俵升量の不足問題は役人(藩)の方的「キメ」であることを暗に示し、この貢米の俵升に不満を表明しながらも、これからは四斗一升と洩米分五合の計四斗一升五合俵として出す事に同意をするが、但し今後は

「御年貢改斗の儀ハ、かつ切と被仰付下置、升目不同無御座候様奉願上候」と

と、割役宇田長左衛門名にて申し談じてゐる。

終文に

「一、江戸御蔵納折改斗之儀ハ、是迄之通り三斗八升八合納ニ奉願上候」

と江戸蔵への俵斗立は三斗八升八合と変化させないで欲しいといふことは江戸幕政の収入は増とならないが忍の役人は中間搾取できることである。

忍領家臣が年貢增收を図った背景は藩の財政難、家臣生活の困窮があつた。

「御勝手向之儀 御所替ニ付てハ御入用莫大の儀ニテ、追々御借財相増必至と御差支（忍達）」

とこゝにも国替による財政支出がもたらした藩窮乏であり、そのシワ寄せが年貢米に及んだといえる。

#### 百万遍 一件

忍領主交替の後、打統く柿木村民の受難事件は停ることなく、文政十一年（一八二八）には、柿木村の若衆が大勢重いお仕置を受ける事件が発生した。

今では百万遍行事は葬儀の時に行われるくらいであるが、この頃は夏の祈禱と称し、珠数を回し、数えながらの百万遍の題目唱え、街道をねり歩いたという、この夏の百万遍行事で事件が発生した

「トナエ 村々の儀、夏祈禱と号、往来並軒別ニ珠数を持ち百万遍（題目）を唱え、歩行候仕癖ニ而、若者共遺恨等有之候ものヘハ仇をなし候類も有之、既文政十一子年八条領柿木村ニおろて右故大勢重き御仕置被仰付候類も有之間、以来は若者共ヲ除キ、寺院又は病家ニテ修行可為致事」

柿木村の若衆が目頃の遺恨の仇を、百万遍のマツリに乗じてウップンを晴した。百万遍は寺院や病院等の特定の場所に於てのみ施

行される様になつたといふ。

この百万遍事件を見るとき、城主交替以来の柿木村民の心情が、そのまま若衆の行動の上に現われたものと感じられる。

### まとめ

忍藩八条領内八カ村の村事件を柿木村を中心として見た。これ等事件背景は文政六年の忍城主阿部鉄丸正権と松平忠堯の国替にあつたと見る。

領主（支配者）交替、特に天領地から私領地に替ることは、村民にとつては大変なことで大変な不利をまねくことにもなりかないものである。

当地が寛文の地方直しと呼ばれる、幕府政策により、御領（料）地が次々に私領地に移封された当初から、国替えによる村民対立は起つてゐるのである。

代表的な村事件は本間理事も触れてゐる「西方村と八条村の訴証事件」がある。事件の内容は八条村添堀の溜井（一名カキガラ堤）が西方村の排水に支障があるので、溜井の措置を求めたものであるが、私領の西方村、御料の八条村では西方村の一方的敗訴となつた。この折西方村人は「万事私領不当の次第」となげき、以後、村自治の自主自力に目覚めるのである。また記録も残したものである。

領民にとつて、領主・地頭の交替は単なる幕府中央の問題だけ

でなく、村民百姓の村改・民情・感情の上でも重大な激変の要因になることが少くないことを述べて本稿を終ります。

## 柏壁宿等に見る天保の貨幣改鑄

木原徹也

### 一、はじめに

徳川幕府の貨幣制度は、幕府の創始者家康が從来からの金銀貨を統一することによりその基本が確立された。それは慶長期から元和期（一五九六～一六二三）にかけて鋳造された一連の金銀貨つまり慶長大判・慶長小判・慶長一分判金・慶長丁銀・慶長豆板銀からなる。

慶長大判は平均重量四四匁一分（約一六〇g）、金品位は平均千分の六七二で残りは銀である。表面に十両と墨書きされたが一両小判一〇枚を意味するのではなく、その重さを表わしている。一六五六枚吹立て（铸造）られたが、一般通用のものではなく贈答用などに用いられた。慶長小判は平均重量四・七三匁（約二七・二六g）ただし規定では四・七六匁・一七・八五g）、金品位は平均千分の八六三である（ただし規定では八四二・九）。表面には一両・光次の文字が極印されている。次に述べる一分判金も含めて一三二四万両程吹立てられた。江戸時代の基本的な貨幣として中

心的な地位を占めた。

慶長一分判金は小判の分数貨、すなわち小判の四分の一の価値のあるものであり、品位は小判と同一で重量は小判のちょうど四分の一に作られた。

丁銀や豆板銀などの銀貨は、金貨と異りその重量を計つて使用する秤量貨幣であり、丁銀・豆板銀とも、品位は千分の八〇〇と一定にされたが、その重量は不定であった。丁銀はナマコ形でおよそ重量四三匁（約一五七g）前後、豆板銀は端数調整のための分数貨である。この両方合せておよそ一二〇万貫が鋳造された。錢貨の鋳造は金銀貨に比べずっと遅れ、統一的な錢貨である「寛永通宝」が鋳造されたのは寛永一三年（一六三六）である。寛永通宝は一枚一文と定められ、江戸時代を通じて基本的な錢貨となつた。

これら金銀銭の三貨の間には本位貨幣・補助貨幣の関係ではなく併存したが、慶長一四（一六〇九）の定で金一両に銀五〇匁、錢は四貫文（四〇〇〇文）とされ、一応の此値は定められた。

江戸時代の貨幣制度は以上の内容を基本として成り立つたが、この後幕府は金銀貨の改鋳を元禄・宝永・正徳・享保・元文・文政・天保・安政・万延の九回実施した。この内、正徳・享保を除きいずれも表1に見るとおり貨幣の品位を落し数量を増やす貨幣改悪の歴史であった。

幕府としては、品位の低下など貶質した貨幣と、旧来の品位の

小判	重量(匁)	品位	純金量(匁)
慶長	4.76	0.8429	4.012
元	4.76	0.5736	2.730
乾	2.50	0.8429	2.107
(正)	4.76	0.8429	4.012
享	3.50	0.8679	4.131
元	3.50	0.6572	2.300
文	3.50	0.5641	1.974
天	3.00	0.5677	1.703
安	2.40	0.5677	1.362
万	0.88	0.5677	0.5

表1 小判の品位・重量の変遷

良い古金銀との引替えを円滑に進めなければ所期の目的は達せられない。しかし庶民は改鑄による金銀貨の販賣を敏感に見抜き、品位の良い古金銀は隠し、そのため市中から古金銀が無くなるということになり、なかなか古金銀の引替は円滑に進まず、幕府は執拗に古金銀の引替えを命じ、極力古金銀の回収を図らなければならなかった。

本稿では、このような江戸時代における貨幣改鑄の歴史の背影のもとで、天保期の貨幣改鑄に当つて、日光道中筋の越ヶ谷宿や柏壁宿などの地方における代官所その他の触書や実際に引替えられた古金銀の数量を通して、庶民と貨幣改鑄の係りの一端を見ようとするものである。

## 二 古金銀貨引替えの触書

日光道中第三次の宿場である越ヶ谷宿の有力商人で、古着質屋渡世を嘗なむ三鷹屋嘉兵衛の記録によれば、天保八年（一八三七）十一月十一日に

役宅 右五両判拝見可致旨被触、即刻拝見致候

とあり、<sup>(2)</sup>名主宅に呼ばれ新鑄の天保五両判を見せられている。天

保五両判の発行は十一月一日であるから、<sup>(3)</sup>一〇日後には一般庶民が発行を知つたわけである。なお嘉兵衛は前代未聞の五両判が余程珍らしかつたものとみて、その略図を記録に残している。

（この天保期には五両判の外にも、新種の貨幣として天保六年

（一八三五）には天保通宝が、天保八年（一八三七）には一分銀がそれぞれ発行されており、嘉兵衛はそのつど略図を描いて記録している。）

一方、越ヶ谷宿の次の宿場である柏壁宿の名主で問屋を兼帯する関根八郎の残した「公用日記」によれば、天保八年十一月の五両判の発行をはじめ一連の金銀貨発行以来、再三にわたつて代官所より古金銀を引替えるようにとの触書が出されている。たとえば天保十一年十一月には、<sup>(4)</sup>

一 古金銀真字式分判・古式朱銀引替所之義、当子（天保十一年）十月迄被 差置候段去亥年相触候所、今以引替錢有之候間引替所之義尙又来ル丑十月迄ニ是迄之通被 差置候条右金銀其外所持之ものハ来ル丑十月迄限急度引替可申候

一章字式分判並文政度吹直式朱銀之義も、追々相触候通所持之ものハ早々差出可申候

一文政度吹直金銀之義も、頓而通用停止可被 仰出候間聊不貯置 此節精出引替可申候

右之通御書付出候間得其意、廻状下令受印早々順達留り村 可相返もの也

子十一月八日

関保右衛門

役 所

とあり、古金銀の引替えがはかばかしくなく、引替え期限をメ

ルズル延ばしてゐるのが判る。

こうした状態はその後も続いたらしく、天保十三年になると、

やはり代官所から柏壁宿および不動院野はじめ隣村六カ村に対して、次のような触書が出された。(5)

(前略) 凡古金銀是迄停止之品共所持いたし候ものハ多少とも有体之員數銘々より書付其筋江可差出候、數度引替之義相触候得共今以引替残り之高不少候、畢竟金銀持囮候余力有之もの共品位宜与存シ候方を宝与いたし隠置候故哉、人情ニおろて無謂事ニ 無之候得共、心得違ニ而候、金銀 世上通用ヲ以宝与いたし候事故、品位何程宜敷金銀たりとも既停止之上、持囮候もの一己之宝与いたし候迄ニ而世上一同之宝ニ 不相成候、公儀御制作世上之宝たる品を一己之私ヲ以宝与いたし、持囮隠置候 心得違ニ而、触渡之趣を背罪科不輕義ニ有之、世上之為品々御改正被 仰出下々痛ニ相成候義ハ相厭候様之御趣意ニ而、誠ニ難有御時節之所一己之迷ニ而違犯之罪科ニ陥り候者共有之候而、其節ニ至り後悔いたし候而も詮なく不便之義ニ付、兼而諭示候是迄停止此度 停止之金銀共速ニ触書に応し、銘々持囮候員數有之候書出し候ものハ自己之(後略)

これは関東取締出役が、柏壁宿組合村の大惣代はじめ身元の良い者達を出張先の宿舎に呼び出し、古金銀の引替えについて指示したものである。古金銀の引替えの指示はこのように代官所ばかりに限らず、警察的色合いの強い関東取締出役からも行われております。古金銀の引替えに対する執拗な幕府の態度がうかがわれる。

「敷候」とあり、今後なお隠し置いた者は、その古金銀を取上げ厳しく罰すると威嚇をしている。

文政の金銀に比べ、多少品位の良くなつたものがあるとはいゝ、その重量を減じるなど実質的な金銀含有量の低下を敏感に察知した庶民は易々とは引替えに応じなかつたようである。この代官所よりの触書の出された翌々日の八月十五日には、追いかげ今度は関東取締出役より次のような触書が、柏壁宿はじめ寄場組合村々に達せられた。(6)

古金之義ニ付申談義有之候間、今夕迄宿内並組合内身元宜敷も

の共宿自分旅宿迄罷出候様夫々申通し、尤大惣代も罷出候様可

被申通候 以上

寅八月十五日

関東御取締出役

中山誠一郎

日光道中柏壁宿

役人中

### 三 古金銀の引替え

このような再三の古金銀引替えの指示に対し、柏壁宿およびその組合村からは実際にどの程度の引替えが行われたのだろうか。天保十三年八月に柏壁宿組合村から差出された古金銀員数書上げによれば<sup>(7)</sup>、柏壁宿の七〇両二分二朱を最高に、大杉村が一四両一分と続き、一宿八ヶ村で合計一二二両所持していると書上げている。この村別の内わけを表2に、貨幣別の内わけを表3に示した。これらの表から、古金銀を所持している者二一人中名主をはじめとする村役人層が一〇人と約半数であるが、所持金高は圧倒的に多額になっていること、および、書上げられた古金銀の中に丁銀や豆板銀が全く入っていないことが注目される。ともあれ、当時の江戸近郊の宿場町とその隣接村々で流通していた貨幣の種類をうかがい知ることができる。

村名	身分	名	所持高
八丁目村	百姓	庄助	4両
藤塚村	組頭	作兵衛	5両
本郷村	名主	新三郎	5両
銚子口村	勇助	4両	
新方袋村	岱岱	7両1分	
内牧	百姓	藤右門	1両3分2朱
大杉村	"	安右門	
樋口村	年寄	金五郎	14両1分
柏	名主	又兵衛	10両
"	年寄	八郎	59両
"	百姓	新右門	3両
"	百姓	市兵衛	2両
"	百姓	万平	2両
"	百姓	兵衛藏	1両
"	百姓	金六	1両
"	百姓	七七	1両
"	地借百姓	又七	1両
"	百姓	七右門	1分2朱
合 計			122両

表2 柏壁宿組合村の古金銀所持状況

#### 注

- 真文小判：元文小判とも言う。  
元文元年(1736)～文政10年(1827)  
草文小判：文政小判とも言う。  
文政2年(1819)～天保13年(1842)  
真文二分判：重量1750匁 品位0.5641  
文政元年(1818)～天保6年(1837)  
草文二分判：重量1750匁 品位0.4888  
元字一分判：元祿一分判とも言う。重量119匁  
品位0.5736  
元祿8年(1695)～享保2年(1717)  
乾字一分判：重量0.625匁 品位0.8429  
宝永7年(1710)～享保4年(1719)  
真文一分判：元文一分判とも言う。重量0.875匁  
品位0.6572 通用期間は真文小判に同  
草文一分判：文政一分判とも言う。重量0.875匁  
品位0.5641 通用期間は草文小判に同  
古南鎌二朱：安永南鎌二朱ともいう。重量2.3匁  
品位0.9781 明和9年(安永元年)  
(1772)～文政12年(1829)  
新南鎌二朱：文政南鎌二朱ともいう。重量200匁  
品位0.9781  
文政7年(1824)～天保13年(1842)

種別	金額	(枚数)
真文小判	2両	( 2 )
草文小判	64両	( 64 )
真文二分判	2両2分	( 5 )
草文二分判	11両2分	( 23 )
元字一分判	2分	( 2 )
乾字一分判	2分	( 2 )
真文一分判	16両1分	( 65 )
草文一分判	21両2分	( 86 )
古南鎌二朱	1両1分2朱	( 11 )
新南鎌二朱	1両3分2朱	( 15 )
合 計	122両	( 275 )

表3 柏壁宿組合村の古金銀内わけ

そして実際の引替えについては、柏壁宿六ヶ村からの代官所への願書によれば<sup>(8)</sup>

(前略)右引替え義ハ秋御成ケ上納之節持參仕度奉存候間、夫迄御猶予板成下候様奉願上候、且専朱銀書上之義往来之旅人所持來リ候分融通相停候而者差支候間、旅人持參之分未タ通用

為致、依之此節銘々所持日々融通罷在員数取調兼候得共、成文

江戸表壳用之節持參引替可仕様申聞置候間、暫之間御猶予被成下置候ハバ(後略)

とあり、秋の年貢上納の時まで引替えの猶予を願い上げている。また一朱銀(文政一朱銀)は往米の旅人がいまだに使用しており、これも直ちに使用を止めては支障もあり、またその員数もなかなかつかみ難いと宿場町らしい状況を述べ、この一朱銀についても員数の書き上げ及び引替えを秋の年貢の上納の時まで猶予を願い上げている。

その後、同年九月十六日の代官所への届けによれば<sup>(9)</sup>

代官平岡文次郎出入りの、江戸日本橋桜木町の両替商住友甚兵衛方にて引替えを済ましている。なお、この時に引替えた古金銀の中には、前の書上げの時、いまだ実際に流通しているため員数の書上げの猶予を願つた一朱銀が含まれているが、その引替え額は一七両二分二朱(二八二枚)に達しており、引替枚数の最も多い貨幣であった。

ちなみに天保期の貨幣改鑄における幕府の改鑄益金(出目)は、

天保八年から同一三年の六ヶ年間で総計五〇五万三四〇三両の額に達し、益金の最も少額であつた天保一三年でさえ、益金は五五万七三二二両あり、その年の年貢金を上廻り、改鑄益金がいかに危機財政の処理に役立つたかがわかる。<sup>(10)</sup>

#### 四、おわりに

貨幣改鑄に伴なう古金銀の引替えが以上述べたように実施されたわけだが、実際に村々の庶民が所持していた古金銀の全てが、はたして引替えられたものだろうか。わずかの資料からはこのことを直接知ることはできないが、前に述べた代官所からの触書にもあつたように「品位宜と存シ候方を宝といたし貯置、一己之私ヲ以宝といたし、持田隠置」いたのが庶民の智恵であり、いつの世にも変らぬ庶民のたくましい生き方があつたのではないだろうか。

参考までに述べると、柏壁宿の規模は天保期の調べによれば、家数七七三軒、人口三七〇一人であり、また天保十三年一ヶ年間の宿入用高は、四八一両一分永七一文四分であるが、その主なものは、伝馬負担のための駅馬三〇疋と人足三〇人分の費用が年間一七五両、問屋場で働く帳付けや馬差しの給金が年間三四両(一人当り三両二分づつ)等である。

注

(1) 『近世銀座の研究』田谷博吉 吉川弘文館

(2)『越谷市史』

『近世銀座の研究』田谷博吉

吉川弘文館

(3)『春日部市史近世資料編』

(4)『近世銀座の研究』田谷博吉 吉川弘文館

(5)同右

(6)同右

(7)同右

(8)同右

(9)同右

(10)『近世銀座の研究』田谷博吉 吉川弘文館

この他、『日本貨幣物語』久光重平 每日新聞社

## 武藏田園簿と江戸初期の代官

本間清利

『武藏田園簿』は『正保田園簿』とも呼ばれ全国規模で作成された正保国図に添えられた郷帳の案であるといわれる。その成立時期も正保とあることから正保年間（一六四四～四八）の調査とされているが、このうち武藏国図は正保三年二月にその作成を命ぜられ、慶安二年（一六四八）に大番士飯河方好・小田切昌快らが武藏・上総を巡回して国図の作成にあたっている。したがつ

て『武藏田園簿』の成立もそのころではないかと推定されている。ところでこの時期に国図や郷帳が作成された意義は、佐々木潤之助氏によると「幕府が全國支配権の強化をめざし、且又全国的規模における土地所有権の將軍ゞの帰属をあらわに誇示したもの」で、徳川幕藩領体制の確立期にあたり、全国の土地人民の所有権は幕府が掌握していることを改めて示したものだとしている（北島正元『武藏田園簿』解説）。

いずれにせよ江戸初期にこのような『武藏田園簿』が作成されていたことは、武藏国の当時の郷村やその支配関係を考えるうえで、どれほど参考になるものかはかり知れないものがある。小稿はこのうち將軍の膝元武藏国直轄領支配の代官に焦点をあて、代官身分とその支配形態の一端を窺がほうとしたものである。まず田園簿末尾に記載されている「武藏一国高寄」書によると、当時武藏国の總石高は九八万二三三七石余、うち四八万九五二八石余か田方、四〇万一七九九石余が畠方、ほか高外として見取場・野米・野錢・山高・林高・舟役・塩場役などがあり、実質的な總高は一〇〇万石に及んでいたとみられる。

このうち大名・旗本・寺社の私領分が四九万七四三一石余、幕府直轄領が四八万七四三一石余、高外には御料・私領とも野米・野錢・山高・林高などがあげられているが、塩場役や舟役など特殊な課役の地はすべて直轄領に組入れられているのが特徴といえよう。私領のうち最大な領地は川越藩松平伊豆守領が六万五九一九

石余、忍藩阿部豊後守領が五万六二〇〇石余、岩槻藩阿部対馬守領が三万五一六九石余、計一五万七一八〇石余、残り三四万〇一四三石余が、関東代官伊奈半十郎の七一八七石余を筆頭に、およそ江戸在番を負担する直属家臣を中心に大名・同心・寺社を含め実に七二五給という細分された形で分給されている。

しかも大名領・直轄領・旗本領・寺社領の各入組や一村相給といふ所も少くない。なお「一国高寄」のうち個々の寺社領については一部しか記載がないので、七二五給という数字はもつと多数につぼるはずである。このように細分された複雑な土地の給分は、すくなくとも武藏国においては、領主や旗本の一郡一領一円支配をたち切り、土地と農民との結びつきを弱めようとした措置にほかならない。つまり土地と農民はあくまでも将軍（幕府）が掌握していることを改めて誇示したものであろう。おそらく御料・私領の別ない鷹場の設定や関東河川の幕府支配などもこうした意図によるものとみられる。事実領主の転封や旗本知行地の組替えは江戸時代を通じ頻繁に行われているが、これに対する抵抗がなかったのは、以上のような認識が徹底していたからに違いない。

次に幕府直轄料の支配形態をみてみよう。当時武藏国の幕領は四八万四八一四石余、この地を支配する代官は次表の通り幕領のおよそ六〇石近くにあたる二七万七一二二石余を支配した伊奈半十郎を筆頭に二四名を数える。これら代官の支配地は多摩郡が設楽、今井・野村・高室・福村・岡上・近山・伊奈・松木、久良岐

		野・萱・舟		野・舟・舟		野・舟・舟		野・紙・紙		野・舟・舟	
		塩	野	塩	野	塩	野	塩	野	塩	野
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	2	3	3	1	8	6	4	9	6	7	4
千	7	1	1	7	5	6	4	6	7	4	6
百	3	2	2	1	0	8	0	9	6	4	4
十	2	2	2	1	9	9	8	2	6	5	3
一	1	1	1	1	0	9	8	2	6	4	3
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
一	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	2	3	3	1	8	6	4	9	6	7	4
千	7	1	1	7	5	6	4	6	7	4	6
百	3	2	2	1	0	8	0	9	6	4	4
十	2	2	2	1	9	9	8	2	6	5	3
一	1	1	1	1	0	9	8	2	6	4	3
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
一	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	2	3	3	1	8	6	4	9	6	7	4
千	7	1	1	7	5	6	4	6	7	4	6
百	3	2	2	1	0	8	0	9	6	4	4
十	2	2	2	1	9	9	8	2	6	5	3
一	1	1	1	1	0	9	8	2	6	4	3
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
一	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
一	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
一	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
一	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
一	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
一	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
一	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
一	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
一	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
一	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
一	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
一	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
一	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
一	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
一	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
一	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
一	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
一	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
一	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
石余	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万	0	5	9	7	1	8	6	4	2	5	1
千	5	9	7	1	2	1	2	5	1	0	2
百	1	1	1	1	2	1	2	5	7	3	5
十	1	1	1								

南条・松木、大里郡はほとんどが同部豊後守領でその中の一部が

松木、男衾郡が高室・天羽・松木・伊奈、幡羅郡が松木・伊奈・高

室・深谷・窪田・南条・岡上・小泉・曾根、榛沢郡が天野・南条・

伊奈・深谷・窪田、那河郡が伊奈・設楽・南条、児玉郡が伊奈・

設楽・南条・岡上、賀美郡が高室・南条、秩父郡が伊奈を中心に

今井・諸星・高室という配置であり、そのおよそは大名領・旗本領の間で細分された形でその支配にあてられてゐる。つまり郷村における土地人民の一括支配といふよりも、単に年貢収納の責任配分といつた性格のものといえよう。

このなかにあつて特異な存在は関東代官伊奈半十郎の葛飾郡支配である。すなわち葛飾郡一九二か村高一〇万三六八九石余のうち寺社領二八二五石余、もつともこのなかには寺島村七〇〇石の知行をもつ多賀角左衛門が含まれてゐるが、これら私領を除いた一〇万〇八六三石余が伊奈半十郎の一円支配である。しかもこの地は水田地域で幕府財政の要の地といえる。この伊奈の特異な支配型態の分析は後の機会に譲り、次に武藏国直轄領の支配にあつた当時の代官の身分略歴を『寛政重修諸家譜』によつてみると次の通りである。

まず武藏国三万余石を支配した高室善三郎は昌成とみられる。

その祖父久家と父昌重はともに武田勝頼に仕えたが、天正十年

(一五八二) 武田家滅亡後徳川家康に仕えた。天正十八年小田原

北条家滅亡後、家康にしたがつて関東に入り五二〇石を知行して

代官を勤めた。昌成も秀忠に仕え代官を勤めたが慶安三年(一六五〇)に没した。その子昌貞も幕府勘定方に勤めたが代官に転じたが、その孫の代の元禄二年(一六八九)貢租の不正をとがめられ切腹に処せられ家が断えた。

野村彦大夫は為重とみられる。祖父は浅井長政に仕えたが、浅井家滅亡後浪人、その子為勝は文祿三年(一五九四)より徳川秀忠に仕え、元和元年(一六一五)上総国山辺郡のうちで三三〇石を与えられた。寛永二年(一六一五)から下総国東金領などの代官を勤めたが、寛永十年に病没、その子為重は父の遺領を相続して代官を勤め万治二年(一六五九)に没した。その子孫も代官を勤めたが、享保期(一七一六-)からは代官の職から離れた。

南条金左衛門は則門とみられる。則門の祖父則親は、北条氏規の家老職で館林の城代を勤めたことのある名門である。その子則勝は北条家滅亡後家康にとりたてられ代官を勤めたが寛永五年に病没、その子則門は大河内金兵衛久綱に属し、羽生領の代官を勤めたが、寛永九年蔵米二〇〇俵の直臣に取り立てられた。没年は不明、子孫も代官職にあつたが、享保二年(一七一七)累代にわたる租税の滞納を責められ甲府勤番に移されている。

曾根与五左衛門は吉重とみられる。父良次は興津角左衛門と称し関東代官頭伊奈忠次のあとで代官を勤めたが、その子吉重は勘定頭曾根吉次と縁戚の関係により、寛永十九年吉次の口添えで蔵米二〇〇俵の直臣に登用され代官を勤めた。慶安二年(一六四九)の没年、その子孫

も代官を勤めたが、貞享四年（一六八七）租税の滞納を責められ小普請に移された。

今井八郎左衛門は九右衛門昌安とみられる。その父昌吉は武田勝頼に仕えたが、天正十年武田家滅亡後家康に仕えて食祿一〇〇俵をたまわり、慶長九年（一六〇四）から代官を勤めた。慶長十八年の没年、昌安は慶長十九年父の遺跡を継ぎ元和元年（六一五）から代官を勤めた。慶安元年（一六四八）の没年、その子忠昌は慶安元年父の遺跡を継ぎ小普請入りとなつたが、同二年御勘定、同三年二月から代官に転じた。のち加増をうけ蔵米二〇〇俵をたまわる。万治元年（一六五八）の没年、その子孫も代官を勤めたが、宝永三年（一七〇四）租税の滞納を責められ小普請入りとなつて代官を離れた。

孫も代官を勤めたが、元禄二年（一六八九）さきに租税を私したことが発覚し改易に処せられた。

熊沢彦兵衛は忠徳とみられる。父は忠勝と称し北条氏房に仕えたが、のち中村弥右衛門に属した。寛永八年（一六三一）秀忠に登用されて蔵米二〇〇俵をたまわり代官を勤めた。正保三年（一六四六）の没年、忠徳も正保三年遺跡を継いで代官を勤めた。貞享四年（一六八七）の没年、その子も代官を勤めたが、元禄十一年（一六九七）租税を私したことが発覚し追放に処せられて断絶した。

塙田善左衛門は正次とみられる。その祖父と父はともに武田勝頼に仕えたが、天正十年武田家滅亡後家康に召され甲斐国で知行を与えられた。正次は家康関東入国後秀忠に仕え、寛永四年（一六二七）上総国望陀郡のうち一五〇石余の地を知行して代官を勤めた。承応二年（一六五三）の没年、その子孫も代官職にあつたが、正徳二年（一七一二）貢税の滞納を責められ、知行地没収のうえ小普請に入れられた。のち許され小十人などを勤めたが再び代官に戻ることはなかつた。

深谷善右衛門は吉政とみられる。深谷氏は武藏国榛沢郡深谷の住人で、上杉憲高の後裔とも伝える。父成吉ははじめ北条氏房に仕えたが、慶長二年（一五九七）より家康に仕え、蔵米二〇〇俵を給されて代官を勤めた。のち甲府宰相綱重に付属され甲府に移った。明暦二年（一六五六）の没年、一方関東に残された吉政は

家光に仕えて蔵米一〇〇俵をたまわり、寛永十一年（一六三四）より代官を勤めた。延宝四年（一六七六）の没年、その子も代官職にあつたが、元禄五年（一六九二）以降代官職を離れた。

間宮權三郎は正信とみられる。その祖先は代々北条家に仕えたが天正十八年祖父直元の代に北条氏は滅亡、そのとき直元は家康に召され下総国印旛・千葉両郡内で采地一〇〇石をたまわった。

慶長三年（一五九七）から但馬の代官となり、かつ武藏国本牧領を預け置かれた。同十九年大坂の役に出陣し陣中で没した。父忠次も家康に仕え、寛永十三年（一六三六）より駿河国蒲原郡の代官となりかつ本牧領の支配にあたつた。寛永十九年の没年、正信は正保元年（一六四四）父忠次の遺跡を継いで本牧領の代官を勤めた。慶安四年（一六五一）の没年、子孫も代々代官職にあつたが、享保七年（一七一二）から代官職を離れた。

岡上甚右衛門は景親とみられる。父も景親と称し北条氏政に仕えたが、天正十八年北条氏滅亡後家康に仕え、大久保長安に属して代官を勤めた。その後慶長十八年秀忠に仕え食祿を給されたとみられるが詳らかでない。当の景親も家光に仕え代官職にあつたが没年は不明である。その子次郎兵衛某も明暦三年（一六五七）

家綱に仕え代官を勤めたが、租税のことで罪をうけ、貞享四年（一六八七）切腹を申し付けられ断絶した。なおこのとき次郎兵衛に連座して罪に処せられた者は二〇余名に及んだといわれる。

福村長右衛門の諱は不明、祖父勝正は家康に仕えたが、のち駿

河大納言忠長卿に付属され駿河に移った。父政直は家光に仕え武蔵国八王子の代官を勤めたが没年は不明、その子も長右衛門を称した。諱は不明ながら年代から推してこの長右衛門が『武藏田園簿』に載る代官ともみられる。すなわち当の長右衛門は正保三年（一六四六）蔵米一五〇俵を給され代官を勤めたとある。延宝五年（一六七七）租税の滞納により流罪に処せられて家が絶えた。

八木次郎右衛門は重糸とみられる。祖父は九兵衛正重と称し今川氏に仕えたが、今川氏滅亡後浪人、天正十八年（一五八〇）家康関東入国後長谷川長綱に属し、武藏国久良岐郡金沢領の代官を勤めた。父重明は秀忠に仕え蔵米三〇〇俵を給されて小田原の代官を勤めた。寛永二十年（一六四三）の没年、重糸は同じく秀忠に仕え、寛永二十年父重明の遺跡を継いで金沢領の代官を勤めた。寛文九年（一六六九）の没年、その子も代官職にあつたが宝永元年（一七〇四）租税の滞納を責められ、追放に処せられて家が絶えた。

設楽権兵衛は能真とみられる。祖父は能重と称し北条氏輝に仕えたが、天正十八年八王子没落後浪人となる。その子長兵衛能業は家康に召され蔵米一五〇俵を給されて代官を勤めた。権兵衛能真はこの能業の三男にあたる。能真は家光に仕えて御勘定となり、正保三年（一六四六）蔵米一五〇俵を給されて代官に転じた。寛文七年（一六六七）の没年、その子も代官職にあつたが元禄十三年（一七〇〇）貢租の滞納によりその子光能は勘定奉行の支配に

置かれた。のち滞納の整理をすませたことで父の遺跡を継ぎ小普請入となつた。

諸星庄兵衛は政長とみられる。祖父の政次は武田勝頼に仕えたが、天正十年（一五八二）武田家滅亡後、家康に召され甲斐国の中領のうち三〇貫文の地が安堵され、のち関東の代官を勤めた。

父盛次も家康に仕え武藏国多摩郡のうち七〇石余の地を与えられ代官を勤めた。当の庄兵衛政長も秀忠に仕え父の跡を継いで代官を勤める。寛文十年（一六七〇）の没年、その子も代官を勤めたが、元禄六年（一六九三）租税の滞納を責められて小普請に入られ流罪に処せられ家絶えた。

天羽七右衛門は景安とみられる。家光に仕えて蔵米二〇〇俵を給され代官を勤めた。天和二年（一六八二）の没年、その子も代官の職にあつたが元禄二年（一六八九）租税の滞納を責められて（一六七五）父の遺跡を継いで代官を勤めたが、享保四年（一七一九）その子の代租税の滞納を責められ食祿を没収されて家が絶えた。

樽屋・奈良屋・喜多村は江戸の町年寄、著名な人物なので省略する。

松木市左衛門は勝成とみられる。父は淨成と称し秀忠に仕えて蔵米二〇〇俵を給され代官を勤めた。勝成は寛永十八年（一六四一）遺跡を継いで代官となつたが、明暦元年（一六五五）甲府宰相綱重に付属された。ここでも代官を勤めていたが、その子からは松田の館に仕え代官から離れる。

近山与左衛門は永嘉とみられる。家伝によると近山氏は武田信玄の三男で葛山を称したがのち近山に改めたという。父久次は武田勝頼に仕えたが、天正十年武田家滅亡後家康に召され天正十八

年より武藏国八王子に居住した。寛永二十年の没年、与左衛門永嘉は秀忠・家光に仕え蔵米一〇〇俵を給されて八王子の代官を勤めた。天和三年（一六八三）の没年、その子も代官職にあつたがその子正次の代元禄六年（一六九三）から代官職を離れ小十人などを勤めた。

成瀬五左衛門は重治とみられる。その先祖はもと鈴木姓で紀伊國の武士であつたが、三河国で徳川家に仕え、成瀬伊賀守より成瀬の姓を与えられたといふ。父五左衛門重能は家康に仕え寛永五年（一六二八）に没した。当の重治は秀忠・家光に仕え蔵米二〇〇俵を給されて代官を勤めた。没年は不明、その子重頼は延宝三年（一六七五）父の遺跡を継いで代官を勤めたが、享保四年（一七一九）

天野彦八郎は忠詣とみられる。父彦八郎忠重は天正六年（一五七八）浜松において家康に召され、慶長九年（一六〇四）武藏国幡建郡のうちで五五〇石の知行を与えられた。同十八年忍近郷の代官を勤め、同時に五〇石の加増をうけて忍・鴻巣の御鷹場を支配した。正保元年（一六四四）の没年で武藏国埼玉郡上中條の常光院に葬られた。当の彦八郎忠詣は慶長七年より家康に仕え、御鷹場の支配にあつたが、正保元年父の遺跡とその職を継ぎ鴻巣に居住して鷹場などの支配に勤めた。万治三年（一六六〇）の没年、その子か

らは代官職を離れ、島見役や御納戸役に転じている。

最後に伊奈半十郎は忠治である。忠治は関東代官頭伊奈熊藏忠次の次男で文祿元年（一五九二）の生まれ、慶長十年ごろより幕府勘定方に勤め武藏国足立郡植田谷領で八〇五石を知行した。慶長十五年父備前守忠次没後、忠次の支配地のうち葛飾郡や埼玉郡を中心に一七万石余の地の支配代官を勤め、足立郡赤山に陣屋を設けて支配地の統治や新田の開発に努めた。元和七年（一六二一）新川通りや赤堀川の開削を施工、利根川流路の改修に着手したが、寛永六年（一六二九）には荒川を熊谷久下から入間川筋に付け替えた。その他鬼怒川・小貝川の分離施工や新利根川（江戸川）の開削など関東治水の安定をはかった功績は大きい。次いで寛永十二年幕府勘定頭に登用され、農村の振興や交通政策などで功績を顕わしたが、寛永十九年（一六四二）家光より勘定頭を免ぜられ「今より後は関東諸代官の得失を糾し、堤防川除けなどのことを勾当すべし」と命ぜられた。

つまり忠治は関東代官の長として世襲で関東を統治する関東郡代の基をひらいたわけである。この間忠治は赤山領六三八二石を伴領足立郡植田谷領の知行を合わせすべてで七七一八七石を知行し、常盤橋御門の屋敷や小菅御園地などをたまわっていた。なお伊奈忠治が開発した新田は数十万石に及ぶといわれるが、この新田からあがる租税の十分の一が伊奈家の所得にされるという特権が付与されていた。こうして伊奈氏は多くの家臣を抱えることができ、當時三〇万石前後の地を支配するととも

もに河川の改修や用水路の開発など後世に残る偉業をなし遂げるこ

とができた。承応二年（一六五三）の没年、その子孫は関東郡代を世襲し、各用水路の開発をはじめ本所深川の市街地造成や富士山噴火被災地の復興、その他数々の功績を顕わしていたが、寛政四年（一七九二）三月、忠治家一〇代忠尊のとき、様々な不埒を犯したとして改易に処せられ、連縛として続いた伊奈郡代は滅亡、わずかにその伊奈家の名跡だけが残された。

以上樽屋・喜多村などを除き、当時の武藏国二一氏の身分略暦をみてきたが、これら代官の出自の多くが武田や北条、今川の遺臣であり、いすれも元祿期ごろまでは世襲で代官職にあったのが一つの特徴といえよう。また七〇〇〇余石を知行した伊奈半十郎や、下総国で一〇〇〇石を知行した間宮權三郎は別格として、その他はいすれも蔵米一〇〇俵あるいは一〇〇俵の下級の御家人である。代官がこのような輕輩によつて占められていたのは、江戸時代を通じてのもので、これが江戸幕府代官の特徴であったともいえる。

ことに江戸初期の代官職は、幕府職制のなかでも卑下された職分とみられ、例えば幕府の重臣本多忠勝の言葉を借りると「代官は大名狂言のときの役者のようなものである（中略）自分の預り地をまるで自分の領地のごとく統治するので、百姓どもは殿様、殿様と尊敬する。それで自然に奢り心が生じ生活も派手になる。このため年貢金を使いこむこともある」というようなことを述べ

ている。事実江戸初期の代官は、この二一氏代官の子孫にみられるように、貞享・元禄期を境に享保の初期（一六八四—一七二一）にかけ、その多くが年貢金の負債を負って御家改易に処せられているか、もしくは父祖からの滞納分を償つたとしても代官職を解かれている。また無事に代官を勤めたとしても関東郡代伊奈氏を除くと、そのいずれの子孫も代官を離れ他の役職に転じている。

## 暦について

丸田富夫

明治五年十一月九日（旧暦）に改暦の布告を出し、強引に太陽暦（現在のグレゴリオ暦）に改めた。

従来の古い行事を、いきなり新暦に引き直して行なうから季節に合わず、こまることが多い。また古文書や金石文などに書かれているのは全部旧暦であるので、このたびは、旧暦をふりかえつてみたいと思う。

古代人は月の満ち欠けに周期性のあることを発見した。満月から満月まで約二十九・五日であることを発見して紀元前五千年ころメソポタミヤ地方で栄えたシユメール人は一ヶ月を卅日一年を十二月とする暦を始めて作った。しかしこの暦は月の一巡より〇・五日多く、また一年は三六〇日だから季節ともずれてくる。メソ

ボタミヤの次の支配者バビロニヤ人は、廿日の月と廿九日の月を交互に入れて月の朔望と日付が一致するようにした。しかしこの暦は一年が三四四五日となり太陽年との差は十一日と開き、ますます季節と合わなくなる。そこで閏月（ウルウヅキ）が考えられ二三年おきに一月の閏月をおく太陰太陽暦ができ上った。

紀元前五世紀ごろギリシャの天文学者メトンは太陽と月の運行に一つの方則を見つけ十九太陰年に七回の閏月を置く方法を考えだした。ちょうど同じ時代に中国でもこのメトンの方則と同じ十九年七閏月という置閏法が行なわれていた。くしくも同時代に洋の東西を遠くへだてたギリシャと中国で全く同じ方則が行なわれていたのである。

一太陽年は三六五・二四二二日であるので十九年は六九三九・六〇一八日となり一方十九年と七閏月は六九三九・六八六三日となりほとんど差がない。

しかしながらこの太陰太陽暦は二～三年に一回一ヶ月も狂いを生ずるので播種、農耕などには非常に不便である。このためには太陽の動きを基にした季節の移り変わりを適確に示す暦が必要となつてくる。そこで太陽の動きの研究が始まつた。

まず太陽の南日高度の最も低い日を冬至としこの冬至から次の冬至までを一年ときめ、これを廿四等分して廿四節氣を定めた。そして立春、立夏、立秋、立冬をそれぞれ季節の初めとした。昭和五十八年の二十四節季は次のとおりである。

小寒 一月六日 大寒 一月廿一日

半夏生 七月二日 一般的には「つゆあけ」といわれている。

立春 二月四日 雨水 二月十九日

二百十日 九月一日 立春から二百十日目、稻の開化期であり、

啓蟄 三月六日 春分 三月廿一日

古来から台風襲来の季節に当たっているので厄日とされている。

清明 四月五日 谷雨 四月廿一日

彼岸 春分・秋分の日の前後七日間、先祖のみたまを供養する。

立夏 五月六日 小滿 五月廿二日

社日 三月廿一日・九月廿七日 土地の神をまつり祝う日、春

芒種 六月六日 夏至 六月廿二日

分・秋分に最も近い日のえの日をいう。

小暑 七月八日 大暑 七月廿三日

我が国で暦が使われだしたのは飛鳥時代からで、欽明天皇の十四

立秋 八月八日 処暑 八月廿四日

年（五五二）に百濟から陰明道の博士が来日し教えたを受けている。

白露 九月八日 秋分 九月廿三日

推古天皇の時代には中国から「元嘉暦」が伝えられ、平安時代に

寒露 十月九日 霜降 十月廿四日

入つて貞觀四年（八六二）から使われた宣明暦（センミョウレキ）

立冬 十一月八日 小雪 十一月廿三日

は遠く江戸時代の貞享元年（ジョウキヨウ一六八四）に改暦が行

大雪 十二月八日 冬至 十二月廿二日

なわれるまで実に八二三年間も使われていた。この宣明暦は唐の

長慶二年（八二二）につくられたもので一年の長さが今日採用さ

れていた値より〇・〇〇二四日だけ長いといはすぐれたものであ

った。しかし永年使われていると誤差を生じてくる。

中国ではさらに二十四節気を三等分し、七十二候を定めている。

このほかに補助的な役目の日を雜節として定め主として生産や生

活に利用されている。（月日はいずれも昭和五十八年で新暦）

節分 二月三日 立春の前日の追儺（ツイナ）と呼ばれ豆まき

で親しまれている。

初午 二月十九日 旧暦二月に入つて最初の午の日、稻荷社の

お祭りである。

八十八夜 五月二日 立春から数えて八十八日目にあたり播種

の最適日とされている。

入梅 六月十一日 黄経八十度の日をいう。

その版木を校正して印刷させた。これまで伊勢神宮、朝廷、各藩

等が暦屋に発行させていた。一応は宣明暦によつてはいたが細部はマチマチであつた。貞享暦以後は幕府が統制し全国の暦は完全に一致するようになつた。

徳川幕府によつて暦の発行が統制されるようになつた江戸時代の中期以後は全国の暦屋は四十数人に限定された。これらの暦屋はそれぞれ特色のある暦を発行し各地で重用された。これが「地方暦」である。主な地方暦について見ると

京暦 朝廷のひざもとで育つた最も古い地方暦、京都のほか大阪、名古屋、金沢方面に配付された。

南部暦 奈良で古くから発行され、春日大社の講組織を通じて

広まつた。奈良暦・南京暦ともいう。

江戸暦 他の地方暦と異なり、社寺の権力にたよらず、江戸町人が純粹の出版事業として発行された。

盛岡暦 有名な絵暦である。文字を読めない人のために絵で表現している。例えば入梅なら、盜賊が荷を奪う絵で「荷奪」、夏至ならケシの花に濁点をつけてゲンというようなクイズまがいの暦で現在でも民芸品として発売され人気がある。南部暦ともいう。

神宮暦 発行の歴史は浅く江戸時代に入つてからである。それ

以前、室町時代の末ごろから伊勢の御師（オンシ）が全国の檀家回わりをするために、神宮のおふだに添えて京暦などをおみやげとして持つて行つた。当時暦は貴重品だつたため評判がよく、神宮でも作るようになつた。

明治以後、編暦は東京天文台の手に移り戦後は自由化され、最近は十万部ほど発行されている。

いまの暦では月の大小の配列は毎年同じで「ニシムクサムライ」と覚えているが、配列が毎年複雑に変わる太陰太陽暦の時代では、幕府の天文方が毎年その年の月の大小をきめ一般人は暦が発行されて初めてその配列を知つた。季節の折り目が厳格に守られていた時代であるから、冬着から夏着に着替える四月一日にまだ冬着を着ていると物笑いのタネになるし、ツケを一日に取りに行つたら塩をまかれてしまう。土農工商ともに、その配列を覚えるのに苦労をした。

ニシムクサムライも、このころの産物である。江戸時代に、たまたま今の暦と同じ配列の年が三回あつた。そのいずれかの年に、武士が日の出を背にして立つて、つまり西向いている絵の木版ずりが作られた。この絵で月の大小がわかる。このように大小の配列だけを示したものの大半といい、和歌や俳句でつづったものもある。

大庭をしろくはく霜師走かな（大は二・四・六・八・九・十一  
(霜月) 十二 (師走元禄十年)

大小と順に數えて盆おどり（盆の七月八月だけがおどりて大、いまの暦と同じ寛政十三年）

小も四六や三七十二づ九宝船（おもしろやみなとにつづくた  
からぶね）小の月の数字を入れた。安永八年）

最後に今よく使われている。大安・友引・仏滅等の六曜について見て見よう。

中国暦が伝来して以来、陰陽五行説といつて、木火金土水の五行に十干十二支を組み合わせ、さらにこれを陰と陽とに分けて日や年や方角などを占い暦にのせるようになつた。この複雑な配列は神秘的に見え、暦には不可欠の要素となつた。

今よく使われている六曜は新参者で明治以前には全然表われず、太陽暦になつてからボツボツ登場してくる。この六曜の配列は単純で旧暦の月日の順に六曜を配置するだけだから旧暦時代なら何月何日は大安という風にすぐわかつてしまう。これでは迷信としても単純でありがた味が薄いので、だれも相手にしないしろものであつた。これが太陽暦になると旧暦の日は年々動き複雑に変わるものから、もつともらしくなつたもので占としては上等なものではない。

六曜の配列法は、先勝は一・七月、友引は二・八月、先負は三・九月、仏滅は四・十月、大安は五・十一月、赤口は六・十二月とし各月はその割当された曜を一日に据え、以下六曜順に配置する。例えば一月の大安は毎年五・十一・十七・廿三・廿九日である。

昭和五十八年の暦では、旧一月一日は二月十三日であるから、大安は二月十七日・二月廿三日・三月一日・三月七日・三月十三日となる。

## 岩槻雛人形の起原について

石塚吉男

県民だより、いつも楽しく拝見しております。取材、編集の方々の御苦労お察しします。行政広報は、ややもすれば一方通行に終る場合が多いようですが、県民からの要望や、地方よりの報告なども掲載されたら良いと思います。

さて一月号の岩槻の起原について一言述べさせて頂きます。

一月号四頁に「……岩槻人形のおこりは、寛永年間（一六二四～一六三九）に、伏見の人形師が云々……、一方鴻巣はそれより古く、安永・天明年間（一七七二～一七八八）ごろかともいわれ、四百五十年の伝統を誇っている。」とあり、同じく埼玉版には、「一説によると、元禄十三年（一六九九）、京堀川の仏師恵信が、日光東照宮の大修理に召し出され、その帰途岩槻に滞在した。云々……」とあって、その起原説は、明らかでないとか、一説によるとか、但し書付であるが、支離滅裂であります。

岩槻誌（島田午藏著、大正四年版）には、現代の岩槻の第五節特産物の項に、「……雛人形は、県下鴻巣と相頼りして熾んなものである。

初めて此町に斯業の見えたのは、天保年間（一八三八～一八四三）

二

の事であると云ふ、其後明治二十七八年頃より二三寸の裸体人形を為すものありて、其販路の広きと有利なるとに、雛頭を捨て是に趣いてしまつた」とあり、桐のおがくすを原料として、天保年間より雛頭が作られ、鴻巣、越ヶ谷の雛人形産地に提供していた

が、明治維新により祿を失つた岩槻藩士の内職が、忍藩における行田の足袋と同じ経過を辿つて地場産業に発展したと思われますが、岩槻誌にあるとおり、大正初期には衰微に至つたと見られます。

雛人形の起原にあげられている日光東照宮の創建もしくは修理の途次に、西國の人形師、仏師が云々の説は、寛永年間に、日光東照宮の創建に併せて、新たに日光街道が拓かれ、江戸から日光への往来に岩槻を経由するのはひとり将軍家のみに限られ、板橋、岩槻、幸手間は、御成街道と称されたことから、日光往来の仏師、人形師がことさらに岩槻に立寄ることはなかつたと思われます。もし立寄つた記録が遺つていれば、岩槻の雛人形起原説が諸説紛々であることはなかつたと思われます。

とにかく伝統を誇るには、伝統をたしかなものとして後世に伝えなければならないし、また同一紙上の記事に年代の相違や、内容の誤解があつてはならないと思います。

右読後感として苦言を述べました、御諒承下さい

一方、鴻巣人形の起源については、「安永、天明年間ごろとも

いつも「県民だより」をご愛読いただき、ありがとうございます。

さて、石塚さんから先日ご指摘がありました「県民だより」1月号の「岩槻人形の起源」について、お答えします。

岩槻人形の起原については、ご承知のように、いろいろ云々伝えや説がありまして、どれが史実かは、当時その起源を書いた書物がないので、はつきりしません。

ただ、4ページの「寛永年間……」も埼玉地方版の「元禄12年……」も、それぞれ説としてあるもので、このことは、岩槻人形連合会編の「岩槻人形史」にあります。

しかし、同じ「県民だより」という紙面の中で、異った説を、ページは違うにしても掲載したことは、統一性に欠け、読者を混乱させたことは、申しわけなく思つてします。

言訳になりますが、1ページから7ページまでは、全県版として広報課で企画・編集します。しかし、8ページめは、地方版として、それぞれの地域を管轄する地方県民センターが企画・編集しているため、異った説を掲載してしまつたのが実情です。

いずれにせよ、紙面に統一性が欠けていたのには、私どものミスですので、今後は十分連絡をとりあつて、このようなことがないよう気をつけたいと考えています。

いわれ、約400年の伝統を誇っている」（「埼玉県史」）が正しい。

うか。

しかし、この起源についても、いくつか説があるようです。

（参考）

ところで、石塚さんは「岩槻誌」をもとに、岩槻人形の起源は、天保年間（一八三八～四三）ではないかということですが、確かに、同誌にはその記述がありますが、調べたところによると、岩槻の人形が広く知られるようになつたのは、文化、文政年間（一八〇四～二八）のようであり、この時代には橋本重兵衛（重五郎とも伝えられている）という人が、岩槻久保宿で、かみしもひなを考案し、これが庶民にもてはやされたらしいです。

また、「江戸年中行事」によると、貞享年間（一六八四～八七）には、江戸で”ひな市”が立ち、享保年間（一七一六～三五）になると”ひな市”はさらに盛大になり、量産のきく岩槻人形は、価格も安く、一時江戸で非常なブームを呼んだといわれているようです。

ところは、当時の岩槻藩主である永井氏が、人形づくりの技法を「おとめ品」として厳重な管理のもとにおいて、技術の流出を防ぎ、藩の苦しい財政をまかなく一助にしたと思われるからです。

こうみえますと、石塚さんのおしつしゃる「岩槻人形の起源は「天保年間」というのは、理解に苦しみますが、いかがでしょ

参考までに書いてみました。

うか。

”ふたたび岩槻雛人形の起原について”

このたび、県民だより一月号の「岩槻雛人形の起原」について投書したところ、御懇切な御返辞を頂きました。私の投書の趣旨については御理解頂いたようで安心いたしました。しかし、たまたま、「岩槻誌」を引用したことが、私見のように誤解されたようなので、改めて「岩槻雛人形の起原」について私の知る範囲のこと記してみたいと思います。

武藏国郡村誌（明治八年）を見ると、岩槻宿、鴻巣宿について、各々物産の項に雛人形の記述はなく、ひとり越ヶ谷宿のみに、雛人形、造花、二万一千三百五十個と記され、旧「埼玉県史」第五卷（江戸前期）第六卷（江戸後期）の土木産業の項における、瓦人形、雛人形の記述中には、岩槻宿については全く触れてはあらず、わずかに「鴻巣の瓦人形（土偶）は遺品により察すると、その風俗は元祿、宝永の頃」とあり、雛人形に関しては、後述の「鴻巣史話」から採られたと見られる一件などが記されております。

また、「日本雛祭考」（有坂与太郎著、昭和六年）に、「岩槻産出の雛」として「岩槻の雛は越ヶ谷、鴻巣に比して遙かに後世の創業である。天保の頃岩槻の藩士植松半七が雛の手彫刻を始め

たのに基いている。そして雛胴は二代目植松久太郎、雛頭は岩規博士額田長次郎を以て嚆矢とする、其後明治二十七、八年頃より、二、三寸の裸体人形が行なれ、其販路の広きと有利なるにより、雛頭を捨てそれに走る者が多かつたが、現在ではまた旧態に復してゐる。」と「岩規誌」と殆ど同様のことが記されており、これには創業時期と創業者の氏名が明らかにされております。

因みに、同じく「鴻巣産出の雛」の項を抄記すると、「鴻巣人形の盛場は、越ヶ谷雛の起原と相前後するものと云われている。大も鴻巣の生産は、着付の雛人形（本雛）が主眼でなく、上下を着た俚俗の内裏の一人雛が、その産額の六割を占めているのである。後略」とあります。

参考までに、同著の「佐野（下野）産出の雛」には、「佐野の雛は鴻巣から奪胎したもので主として上下の一人雛を産出していれる。創業も新しく漸く嘉永頃（一八四八—一八五三）と思惟される、京谷某が鼻租として同人より業を受けた、田村時三郎、橋本平八郎（前者の当主二代目、後者の当主三代目）により初めて際物産地として基を為したものであった。」とあります。

橋本某の名が、貴説にある「岩規久保宿の橋本」と関連あるかは明らかではなく、上下雛であることは共通しております。

同じく参考までに、「越ヶ谷産出の雛」の項には、「大沢並びに大袋産出のものも包含している。安永年中（一七七二—一七八〇）同町在住の、会田安右衛門の孫同苗佐右衛門という者が江戸へ上

り、十軒店（だな）にて雛の製法を修得し帰郷後、自家の業として、今日に伝へたもので、明治初年頃は越ヶ谷町に卸問屋が五六戸あつたが、現在では会田家の後裔会田佐右衛門（現当主正三）一戸に過ぎない。」とあり、着付雛人形の江戸仕込みの元祖であると思われます。

最近（昭和五十四年）鴻巣に見つけ出されたという「鴻巣史話」（旧埼玉県史資料？）によると、鴻巣宿、越ヶ谷宿を主とした雛人形問屋が、江戸の雛人形問屋との市場争で、江戸南町奉行松平岩見守役所へ、江戸瓦町文七が差出した「渡世差障」の訴訟文書で、江戸時代の雛人形の生産、取引状況が明らかにされたとのことです。

鴻巣の伊藤憩石氏の説によると、「江戸に雛人形組合が成立し、十軒店（日本橋）が出現したのが、元文五年（一七四〇）鴻巣、越ヶ谷で着付雛の製造がはじめられたのが、安永九年（一七八〇）また三月節句のおよそ一ヶ月前に開かれた雛市が各地に普及したのが、寛政年間（一七八九—一八〇〇）といわれ、幕末期には、江戸（十軒店）、鴻巣、越ヶ谷が関東の三大雛市と称された。」とのことです。

これらにより「岩規雛人形の起原は天保の頃」というのは、私見私説ではなく、「岩規誌」「日本雛祭考」や、それらを傍証する「武藏国郡村誌」「旧埼玉県史」「鴻巣史話」など、いずれも先人が遺した文書にあることを述べたもので他意のないことを御

理解頂けるものと思ひます。

以上挙げた文献は、すべて戦前のものであり、岩規雛人形の起原が、今日伝えられているものと異つてゐるが、私の理解に苦しむ所以であります。

附記 本稿は五十七年一月号の県民だよりによる

展示も拝見してはと思う。

以上史跡めぐりの際には参加者へ資料を渡し、越谷市内の駅前に集合することは従来通りである。

研究発表会は、当会理事の近世に関するものが主題であつたが、五十七年一月から三回に亘つて入門講座を開催した。十一月には丸田古彩会会長が「日光の建築」について講義される予定である。尙來年一月には木原理事が研究発表されることになつてゐる。

最後に会員諸氏の研究発表を期待して筆を擱く。

昭和五十七年八月

## 報 告

### 史跡めぐり百回を記念して

幹事長 木 村 信 次

昭和五十五年三月第百回史跡めぐりを迎えるに至つた。之を記

念して日光街道宿駅シリーズを企画し、先ず千住宿を足で調べた。続いて草加・越ヶ谷・春日部・杉戸・栗橋・中田の各宿場をめぐり、更に日光御成街道の岩槻及び両街道の右流点の幸手の両宿場を調査した。

九月には日光へ足を延ばす予定であるが、七月中旬に今市市立歴史民俗資料館（杉並木資料館）が開かれたので、ここでの特別

番号	実施年月日	場所・神社仏閣その他
102	昭和五十五年三月廿三日	日光街道千住宿・橋戸町・河原町・掃部宿・千住本宿
101	四月廿九日	市川方面。手児奈靈堂・国府台城跡・野菊の墓文字碑・柴又帝釈天
100	六月廿九日	草加宿。大和屋跡・回向院・薬師堂・葛西道・八幡社・大川家（明治天皇行在所）・奥州道碑文・東福寺・神明社・札場河岸・松並木散歩

107	106	105	104	103
昭和五十六年 二月廿三日	十一月十六日	十月十九日	九月廿八日	七月廿七日

越ヶ谷宿。新町薬師堂・新町八幡社（澄海寺跡）・中町観音堂・六本木刑場跡・中町浅間社・会田五郎平屋敷跡・小泉家及び会田家屋敷（土蔵造）・袋町（円蔵院跡）・新道・寺橋・久伊豆神社（平田篤胤仮寓跡・吾山句碑・天之岩戸開之図）・天嶽寺（吾山碑・会田出羽家墓）・建長の板碑・越ヶ谷御殿跡・市神社（須藤撰津屋敷跡）・御殿表御門見通し・御殿下道・会田本陣跡・高札場跡・境板橋跡・大沢新開地跡・福井本陣跡・弘福院（春日部宿。山中観音・見川喜蔵都烏の碑・新方領鎮守・浅間山・梅若塚・三郎谷稻荷）・樂天漫畫会館他

大宮方面。県立博物館（埼玉の文化財展など）・樂天漫畫会館他

下妻方面。大宝八幡宮・多宝院・多賀谷氏の墓・多賀谷氏と城跡・光明院と親鸞聖人

杉戸宿。芭蕉句碑・河原稻荷・宝性院・愛宕神社・本陣跡・明治天皇御休所の碑・神明神社・近津神社・来迎院

112	111	110	109	108
九月廿七日	七月廿六日	六月廿八日	四月廿九日	三月廿一日

栗橋地区。静御前の墓・常薰寺・柿沼氏の墓・ほうろく地蔵・顕正寺・淨信寺・深廣寺・八坂神社・関守役宅跡・宝治沼・中田宿廓跡・光了寺（静御前舞衣）・鶴峰八幡神社

岩槻地区。民俗文化センター・洞雲寺・遼喬館・時の鐘・市史編さん資料室（大岡忠光・児玉南柯展）

幸手方面。幸手城跡・田宮雷電社・聖福寺（將軍御殿所）・宝持寺・浅間社・天神島（出城跡）・明治天皇行在所（駿本陣跡）・一色稻荷・神官寺薬師・琵琶溜井・御成街道・鎌倉街道

大袋地区。大房薬師堂・五智如來堂・鴨場黒門・大林寺・大林香取神社・〆切橋

目黒方面。正覺寺・祐天寺・目黒のサンマ・大鳥神社・目黒不動尊・大円寺

② 研究発表会

117	116	115	114	113
昭和五十七年 二月廿八日	三月廿八日	三月廿八日	二月廿八日	十一月廿九日
荻島地区。末田金剛院・野島淨山寺・砂原土手・砂原久伊豆神社・〆切橋・玉泉院・神明橋	赤塚板橋地区。真性寺・とげぬき地蔵・本妙寺(遠山金四郎の墓)・慈眼寺・庚申塚・妙行寺・近藤勇の墓・東光寺・板橋問屋場跡・縁切り榎・智清寺	板橋・赤塚地区。大堂の鐘・松月院(千葉自胤の墓)・乗蓮寺・赤塚城本丸跡・板橋区郷土資料館・美術館・諏訪神社	萩島地区。末田金剛院・野島淨山寺・砂原土手・砂原久伊豆神社・〆切橋・玉泉院・神明橋	遠藤家(武州ダルマ作り見学)・糸迦堂・袋山細沼邸・渡辺荒陽邸・荒陽の墓・等覚院跡(二十一仏板碑他)

番号	年	月	日	概要
62	昭和五十五年 一月廿七日	二月廿四日	研究発表 星野昌治 主題 山王二十一仏庚申板碑	
63	五月廿五日	五月廿五日	研究発表 三原善太郎 主題 入門のための古文書の読み方 1書道との関連	
64	八月廿四日	八月廿四日	研究発表 木原徹也 主題 越谷御殿地始末記	
65	昭和五十六年 一月廿五日	五月廿四日	研究発表 石塚吉男 主題 一宿場町よりみた天保の貨幣改鑄	
66	昭和五十六年 一月廿四日	八月廿三日	研究発表 中村忠夫 主題 二郷半領駕籠訴事件について	
67	八月廿三日	八月廿三日	研究発表 木間清利 主題 東部低湿地における交通	
68	昭和五十七年 一月廿四日	発表者 星野昌治 主題 二十一仏板碑入門ー新発見の恩間等覚院跡板碑に関する		
69				

五月廿三日

八月廿二日

## 講師

丸山富雄

## 主題

仏像の見方（スライド併用）

ふるさと越谷（十六ミリ映画）

講師 蜂矢敬啓  
主題 鎌倉街道を歩いて

## 史跡めぐりに参加して

大久保 知子

感想

史跡めぐりに参加して、静御前の歴史を見てまわりここに感想をのべたいと思います。

東武日光線栗橋駅より徒歩二分の道程に静御前のお墓がござります。清新らしい日当りのよいお墓でした。

銀杏の大木がありその下に静御前の墓碑がございます。静御前の墓碑「墓」の字と「享和三年中川」の字が判読出来ました。元

この地には一本の杉の大木があり高さ十五丈余、周囲二丈二尺余の枝を張り十五間もの大木の杉のこと「静御前の塚」の印として侍女の琴柱が植えられたと云うことです。八百年もの老杉のため「うろ」が出来その中は浮浪者の住家となり、ここから出火して杉は焼けてしまい静御前の墓碑も焼けただれ、これだけの字が残ったとのことです。現在の銀杏はその後植えられたとのことでした。その他義経招魂碑、若宮供養塔碑・静女塚碑、等が建つ七、八、十坪の史跡でした。又「舞し蝶の果てや夢みつる塚のかげ」歌碑が建っていました。

皆様御存じの通り静御前は京都の一白拍子として名高き人、源義経の愛妾でありました義経が頼朝に追わされて、奥州の藤原秀衡を頼つて落ちていった時、静御前はその後を追つて奥州に向い下河辺の莊まで来たところ義経が奥州平泉の高館にて空しくなったことを聞き、静御前は非歎のあまり剃髪して義経の後をともらおうと都へ引き返す途中にこの栗橋の地で没したとのことです。まことにあわれなお話です。侍女の琴柱は、この地に静御前を葬り塚の上に一本の杉を植えて目印にしたとのことです。

又村人は静女を憐れみ光了寺の僧侶に誦経を請いて厚く葬むつたと云うことです。このお寺には、静女の歸の舞衣が保存されておりました。舞衣についての由来を申しますと後鳥羽院の御代大旱魃となり一滴の雨も降らず農作物、木々は枯死してしまい公郷方證議の上百人の舞姫を集め「初泉苑の池」にて、法楽の舞を舞させ

九十九人まで舞いさせましたけれど、その駿なく百人目に静女が舞おうとした時御敷御簾の内より後鳥羽院自から御衣を下さり静女頂戴してこれを着して舞いければ車軸の如く雨降りけりのことです。これがいわゆる錦の舞衣、くわしく申しますと「あまり龍の舞衣」と申すそうです。

この舞衣とお守り本尊を納めた懷中御厨子と義経公形見の懷剣等が藏されました。錦の舞衣は黒地に金糸銀糸を織りなした立派なものでございましたが大へん地味なのにびっくりいたしました。

身を常に案じていました。吉野の山において義経との楽しかった思い出を偲び、頼朝の前をも恐れず逮捕される覚悟で鶴岡八幡宮の舞殿で

しづやしずしずの小田巻くりかえし昔を今になすよしもがなと舞いながら歌えば居並ぶ諸将も大胆にしてしかも義経を思う静女の心情に茫然としてなすところを知らずと伝えられております

誠に勇氣果敢な態度に恐れ入る次第でござります。

その静御前が私達の住むすぐお隣りの栗橋町に永遠に眠っているのです。

聞くもあわれ見るも涙の静の墓

留所ここで下車しますと総和村下辺見と云う地に、向い堀川（昔は静川）にかけられる十メートル程のコンクリートの橋がありますが、橋柱に思案橋と書かれています、静御前が琴柱とともに

い奥州に逃れた義経を慕つて陸奥国迄行こうとして、ここまで来た時、衣川高館にて、義経が空しくなられたと云うことを聞き涙で袖をぬらし、義経の未来を弔らわんと、橋を越えて「奥州に行かんや とどまんや」と思案せし所なりと伝えられる橋とのことでございました。

主を追いて行くかもどうか思案橋

静川の流れに姿映して

静御前は皆様御承知の通り舞姫として又人間として立派な方でございました。動乱の中にあっても、遠く離れていても、義経の

## 追憶

### 三原きわ

私共は昭和四十一年十二月病後の保養を兼ねて故郷の山形を去り此地越谷市柳町に居りました長男の一家と同居致しました。

或る日主人（三原善太郎は）越谷市広報で歴史研究会がある事を知りこれに出席しましたが、嬉しそうに帰ってきました。主人も故郷の古代史に取り組んでいましたので共通する所が有ったのでしょう、早速会員の申込みを致しました。以来拾余年色々と勉

強させて頂き沢山の知人も出来ました。

この間、主人が書き続けた日記から抜き書きし、私なりに考え

た感想を述べてみたいと思います。主人は昭和十三年十二月文部省の公報で旧満洲国教職員派遣の募集に応募しました、一次試験は仙台市で、二次試験は文部省で行われましたがこれに合格しました。応募者は約三千名ありましたが、合格者は百二十名でした。運が良かったのでしょう。翌年四月家族全員で渡満致しました。

行く先は吉林省公署です、以前匪賊の首長で有名な長作林の領地跡です。目的地に到着、初めて見る異国満洲で地平線に沈む真赤な太陽を見た時は何と広い国だなあとと思いました。省公署内で十日間の現地講習を終え、配属されたのは吉林省立女子師範学校附属国民学校の副校長でした。正校長は満系で二十七名の教職員は全部満系です。二名の通訳が付いて居ました。一方私共家族は満人の一棟を借り異国での生活がはじまりましたが、困ったのは言葉がわからないことです。筆談にして字を書いても日本と満洲（中国）とでは意味が全く異なる事が多いのです。勿論習慣も違います。そこで考えた事は家主さん一家は大の日本崇拜者で御主人は吉林省長（日本の県知事）を務めた方、省では一番の知識者と云われ書画の大家でも有りました。色々と御世話して下さるので、言葉と習慣の交換練習をお願いすることにしました。週二回の練習でしたが皆んな真剣でしたので短期間で生活に必要な言葉は覚え、他に色々と習慣の違いも解り、仲良く暮らす事が出来ま

した。主人は五ヶ月目に省視学に就任、満洲国と朝鮮系の教育指導に当りました。

昭和十七年八月民生部属官民生部教育司勤務となり、日夜新満洲国の教育に全力を尽して来ました。昭和十八年四月文教部（文部省と同じ）が独立し文教部属官学務司勤務となりました。次いで同年六月高等文官試験に合格、斂薦任三等となり新京特別市（現在長春県）公立大和通国民優級学校（高校）の正校長に補せられました。しかし太平洋戦争が一変し急を告げる時が来ました。昭和二十年八月十三日戦局多難のためとの理由で学校閉鎖通達があり、已む無く解散致しました。しかも同日付きで現地召集をうけただちに出征という忙がしさでした。私は子供たちにお父さんが応召されるのでこれからどんな事が有つても慌てず生きる事を約束しました。

応召した主人は都市防衛隊に編入され通訳を勤めていましたが、八月十五日の終戦を寛城子で迎えました。昭和五十五年八月十五日の主人の病床日記には当時を偲び次の様な感想を書いて居ます。「其の日僕達は旧満洲国寛城子に（旧ロシア軍宮舎あと）一枚の召集令によつて入隊した。世の人は比れを「一銭五厘の令」と云つた。葉書一枚で召されたからである。然し吾々は當時一銭で二枚買ったワラ半紙の十六分の一に当る小切りの紙、しかもガリ版刷であった。たつた五厘の $\frac{1}{16}$ で召集された我々の命は、只の銭三毛強で大事な命を召されたのだ。九牛の一毛の例えが有るが全く

其の様に人の命は消耗品に過ぎなかつた。之れが当時の国家へ奉仕する最高の倫理で又人間商品としての最高消耗品であつた。其れが三十五年過ぎた現今の中の変化は我等明治に生まれた者には想像も付き兼ねる。今日の倫理観や人間尊重の社会観から見れば全く想像が就き兼ねる。軍隊では上官の命令は至上命令で絶対的であつた、些かの反動も許されない。今はカスリ傷でも又頭に手が触れただけでも暴力と訴える、こんな事は全く成り立たない、親の命令も皆之に準じて行わるので縦の糸は極めて強かつたのである。また八月十五日を境に日支関係は完全に変化した。昨日の友は今日の敵と言うが庄政への反発は一時に爆発した。日を追つてエスカレートした當時満鉄屋上が我々の集合地で宿舎でも有つたが、八月の十七日早朝地上を見下ろしたところ、衣類を全部剥ぎ取られ全裸の日本人が十数人男女をとわず、晒鼻狂乱の姿で繁華街を泣きわめきながら走り行く有様が目に入つた。略奪にあつて放り出された人達です。哀れと言うか情ないと言うか如何ともなす術はなく只諦らめる他なし。此の様な仕打ちを受けた邦人の大部分は、日頃調子に乗つて威張り散らした人が多かつたのである。八月十八日正午負け戦を記念して餅搗きをした。我々の所属する機関銃隊は現役兵は中隊長外数名で、外は予備役の召集者ばかり、現地召集の国民軍と称する混合編成の雑部隊であつた。名称の如く装備としては機関銃一挺、小銃は現役兵のみ、召集兵は歩兵の帶刀一つだけ、他は召集のまま木銃で軍靴はなく地下足

袋のまま、貧弱其のもので話にも成らぬみじめさ……これが精兵三十六萬と称する残留關東軍の姿であつた。これが日本の姿かと情なくつい無念の涙が滲んだ。八月末から十一月にかけて關東軍倉庫の引渡し作業や残品整理にあたつたが、何とこんなに沢山の品物があつたのに何故国民の我々に配給しなかつたのか、不思議な話の一つである。これは日本軍の巻き返しをねらつた物資の貯蔵だつたのか、結果から見れば南方移動を展開した八月五日以降のソ連の行動に気がつかなかつたのであらうか。（後略）

太陽は黙々として寸言も語らず、常に休むことなく地上にあるあらゆる生物を照らす事に忠実で、永い歴史を作り続けています。此の太陽のもとで萬物の靈長である人間が毎日歴史を作つて居るのでは無いのでしょうか。去る二月下旬にTBSテレビで四夜に分けて放送された「テレビセミナー日本人とは何か?、民族と文化の原流を求めて」と題した古代史研究の放送がありました。

第一夜は「原日本人はアイヌか?」と云うお話しに成程と思いましたが、東北及び北海道はそうかも知れませんが南の方は何うかと疑問を感じました。

第二夜目は「日本古語は南方語か?」を聞いて少々不満を覚えました。南方は良いとして東北以北には旧滿洲国の（土語）方言が字も同じで地名や言葉に残されています。

第三夜目は「弥生人は中国江南人か?」と騎馬民族の移生を論じ、これが農業の始まりといつていきました。しかし私は些か違う

様に思いました。中国古典文学集の史記及び春秋左氏伝の一節を開きますと、当時の日本列島は中国大陆に含まれ九州地方は殆ど陸続きの様でした。其れが気流の変化に依って現在の国土に成った様子其の日本列島も日々に少しづつ變って居るの現実の様です。我が国の農業は弥生期以前に有つた様な気がします。騎馬民族が大勢馬に乗つて南方から上陸移住して農業を始めたと申して居ましたがもともとアイヌ族の中で始まり、其れが大陸に渡り、農業と農具の改良が行われ再び日本に戻ってきた時、多くの家来一族をともない、荒地を耕すに馬を使って農耕を広げたと聞いて居ります。これを満洲では（驕農人）と称し、奥地の農民は皆これを見ていました。

第四夜は最終日で「スーザン・ネビア」と題して頻に耶馬台国を論じて居ました。しかし三国史の魏志倭人伝に依りますと、二世紀後半から三世紀前半頃の倭は最も強大な国で、女王の卑弥呼が支配（古代は女性が上位）した所で、主に九州を舞台として各地に役所を置いていたのではないかと思ひます。日本全国伝えられる所五十数か所ともいわれます。

この様に多くの方々が一生懸命に古代の知られざる事を発表下された事に深く感謝致します。

終わりに私は過去拾余年、皆様と一緒に武蔵野を歩き又主人とともに故郷を尋ね歩るひてきましたが、ここで強く感じましたのは日本と中国とは習慣の異なることに留意して頂き度いことです。

生意氣と思ひますが一つの実例を挙げて見ます。何年か前に岩井城蹟を尋ねました折りです、案内の方が平将門に付いて色々と詳しく説明下され楽しく拝聴致しました。その終りごろの話の中で、将門が中国に行き帰國の節に亀の絵を書いた輦物を頂戴し持ち帰つたと話されました。日本では亀は長生きする動物として御田出度い物に使われ喜こばれます、中国では一番嫌いな動物とされます。相手方を馬鹿にした意味で道端の堀や壁に相手の名前を書いて側に亀の絵を書き（大王八<sup>ターワン</sup>）と大きく書いて棒で殴つて行く姿を見て來ました。こうした習慣を考える時、何とも言えぬ意味の悪い気持ちで帰宅した思い出が御座います。又人名で（花子）と命名可愛いがるのは日本の習慣で、中国は（花子<sup>ホワーズ</sup>）と言つて乞食なのです。こうした違ひが沢山御座いますので現在日本式に推理しても字だけの推理では反対の意味であることも否定は出来ません。以上、私の実感を偽りなく記しました。

この「追憶」の原稿をおよせいただいた三原きわさんは、元越谷市郷土研究会理事故三原善太郎氏の御夫人です。このたび三原善太郎氏の古代史における遺稿をお送りいただきましたが、ます「きわ」さんの手稿「追憶」を掲載させていただきました。ただし紙数の都合で割愛させていただいた部分や、文章上若干の訂正をさせていただいた箇所もあります。

どうか御諒承下さい。

# 越谷市郷土研究会々則

昭和四〇・二・二七施行  
昭和五二・五・二二改訂

## 第四章 役員及び職員

第七条 本会に左の役員を置く。

会長	一名
副会長	一名
理事	若干名
幹事	二名
監査	二名
顧問	若干名

## 第二章 事業

第四条 本会は第三条の目的を達成するため左の事業を行う。

- 一、郷土史研究の連絡とその啓発
- 二、郷土文化財保存の協力
- 三、機関誌の発行

四、その他本会の目的達成上必要な事項

## 第三章 会員

第五条 会員は本会の趣旨に賛同するものを以つてする。

第六条 会員は会費として毎年度初めに金弐千円を納入する。

(機関紙並に通信費を含む)

第九条 役員の任期は二ヶ年として再選を妨げない。

会長、副会長は理事会の推薦とする。

理事は総会に於て会員の中から選任する。

顧問は理事会で推薦し会長が委嘱する。

幹事は会長が委嘱し、理事会の承認を得る。

監査は理事会で推薦し、会長が委嘱する。

会長は会務を総理し本会を代表する。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときこれに代る。

理事は理事会を組織し会務の執行に当る。

顧問は重要な会務につき会長の諮問に応ずる。

幹事は庶務会計に従事する。

監査は会計を監査する。

## 第五章 会 議

\* 一月 研究発表・新年顔合わせ会  
\* 五月 研究発表と総会

第十条 会議を分つて理事会、総会とする。

第十一条 理事会は必要な都度会長が招集する。

第十二条 総会は毎年一回会長が招集する。

第十三条 本会の会議は出席者の過半数をもつて議決する。

## 第六章 会 計

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及び雑収入をこれに充てる。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日から始まり三月三十一

日に終る。

## 附 則

1. 本会の会則の変更は総会の議決によるものとする。
2. 本会則施行のため必要な規定は会長が別に定める。
3. 本会則の施行は昭和四十年二月二十七日とする。

運営の実際について「お知らせ」

会員外から講師を招聘して聴講も致しております。

本会は原則として、毎月第四日曜日に行うことにして、其の都度、  
月の上旬に全会員に案内状を発送しています。  
その累計が「報告」にある通り史跡めぐり一七回、研究発  
表七一回となりました。

\* 昭和五十二年度総会に於いて、附則第一項に依り第三章第六  
条の会費を一千円に改め（機関紙並に通信費を含む）に適用  
することを議決即日実施

## あとがき

編集委員

近く越谷市では、文化都市の宣言がなされることをきいて、私は五十三年発刊の『古志賀谷』第一号に書いたあとがきを想い出した。

『私たちの今日は、すべて過去の蓄積の上に立っていることを忘れてはならない。』

今日、文化都市として知られている都市は、みな豊富な歴史的遺産を土台としていることは周知の事実である。』

郷土研究会の仕事は、蟻の道を行くようなものである。

こゝに第四号の稿を開づるにあたり、原稿を寄せて頂いた熱心な会員の各位、ならびに編集委員各位に深く感謝する。

石塚吉男

石塚吉男  
木原徹也  
木村信次  
日置宗一  
山谷岡隆夫  
中村忠夫  
鈴木種雄  
山崎善司  
加藤幸一

会報  
四号 会員頒布

発行日  
昭和五八年三月

越谷市郷土研究会  
東越谷四一九一  
越谷市立図書館内

代表者  
小島誠  
越谷市弥生町十二一七  
山崎印刷所

誠

# 越谷市郷土研究会役員名簿

昭和 56・57 年度

会長 小島 誠

副会長 石塚 吉男

理事 有瀧龍雄 荒井光一 本間清利

大村進 高崎力 中野実

竹内誠 佐藤久夫 新井英夫

日置宗一 山崎善司 福本政忠

杉田政男 原初男 木原徹也

吉本富男 星野昌治 久保和芳

長谷川士郎 名倉さわ 大久保知子

林文信 大谷達人 中村忠夫

鈴木種雄

幹事 木村信次 谷岡隆夫

監事 野口仁礼 小林松次

顧問 市長・議長・教育長・萩原龍夫

秋山長作